

# 東京都町田市立成瀬台中学校PTA会則

## 第1章 名称及び事務所

第1条 この会は、町田市立成瀬台中学校PTA（成瀬台中PTA）と称し、事務所を同校内におく。

## 第2章 目的及び活動

第2条 この会は、保護者と教職員が平等な立場で協力し、率直に意見を交換しあつて、家庭と学校と地域社会の連携をはかり、生徒の健全な育成を助け、幸せを守ることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために必要な学習と活動を行う。

第4条 この会は、教育を本旨とする関係ある団体（PTA連合会、子どもの教育環境の充実を目的とする会等）と協力関係を保ち、目的達成をはかる。

第5条 この会は、学校の人事、管理運営については干渉しない。

第6条 この会は、独立団体であつて、他からの干渉を受けない。

第7条 この会は、特定の政治・宗教活動を行つたり、一部の利益をはかる場であつてはならない。

## 第3章 会員及び運営

第8条 この会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者と本校に勤務する教職員で構成し、所定の会費を納めるものとする。

第9条 この会の活動は、次の組織に基づいて行われる。

1. 学年が基本的単位となる。
2. この会は、下記によって運営される。
  - (1) 学年委員会（以下、学年会と呼ぶ）
  - (2) 各常任委員会
  - (3) 各実行委員会
  - (4) 運営委員会
  - (5) 全校代表委員会（以下、代表委員会と呼ぶ）
  - (6) 総会
3. 会員は、許可を得て各委員会の会議を傍聴することができる。
4. 上記の運営上必要なことがらは、原則として広報（各委員会、代表委員会が発行するたよりも含む）により会員に知らされる。

## 第4章 会費及び会計

- 第10条 この会の会員は年会費として、2,000円納める。また、納入した会費は返却しない。
- 第11条 会費は、この会の活動に必要な経費のみにあてる。
- 第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

## 第5章 総会

- 第13条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。
- 第14条 定期総会は年度始めに開き、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
1. 定期総会
    - (1) 前年度活動及び決算報告の承認
    - (2) 新年度計画及び年度予算の審議承認
    - (3) 役員及び会計監査の承認
    - (4) その他、会則の変更及び重要事項に関する審議の承認
  2. 臨時総会  
代表委員会が必要と認めた時、または10分の1以上の会員の要求があったとき、開くことができる。
  3. 総会は原則として会議により開催し決議する。ただし、緊急に決議を要するなど、又は災害の発生や感染症のまん延など（以下、「災害等」という。）で会議を開くことができない場合には、学校ホームページやウェブを利用する等、代表委員会又は運営委員会が予め定める方法により、会議を開かず書面決議を行うことができる。
- 第15条 総会の定足数は、会員の2分の1とする。（委任状も含む）
- 第16条 総会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。  
賛否同数の場合は、議長に一任する。

## 第6章 代表委員会

- 第17条 代表委員会は、学年委員と役員・常任委員長によって構成され総会に次ぐ議決機関である。
- 第18条 代表委員会の役割
1. 学年の意見をくみ上げて検討し、会の目的にそって活動に移す。
  2. 各常任委員会と連携を保ち、その活動を援助する。
  3. 会費の使途について検討し、予算をたてる。
  4. 会の目的にそった組織の改善を心がけ、会則の見直しを行う。
  5. 災害等の際における開催方法は、総会の開催方法に準ずる。

- 第19条 代表委員会の定足数は、代表委員数の3分の2とする。
- 第20条 代表委員会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

## 第7章 運営委員会

- 第21条 運営委員会は、役員・学年代表・常任委員長によって構成され、それぞれが企画・立案した活動内容の検討及び連絡と調整を行う。
- 第21条の2 災害等の際に代表委員会を開催できない、又は代表委員会の定足数を満たすことができない場合には、運営委員会が代表委員会の決議を代行することができる。この場合における運営委員会の開催方法は、災害等の際における総会の開催方法に準ずる。

## 第8章 常任委員会

- 第22条 常任委員会として、次の4つの委員会をおく。
- (1) 研修
  - (2) 広報
  - (3) 校外
  - (4) 文化・スポーツ

## 第9章 役員・会計監査及びクラス委員の選出と任務

- 第23条 役員・会計監査及び委員は会員の意見を尊重し、民主的な運営に努める。
1. 役員 会長1名（保護者）、副会長3～4名（保護者2～3名・教職員1名）、書記3名（保護者2名・教職員1名）、会計3名（保護者2名・教職員1名）
  2. 会計監査 3名（保護者2名・教職員1名）
  3. 役員は、会員の互選により（各学年1名以上）選出する。  
会計監査は、会員の互選により選出する。
  4. 各常任委員長は会員の互選により選出する。
  5. 学年委員および常任委員は会員の互選により選出する。内訳としては、学年委員は生徒数40人当たり2名程度、常任委員（研修・広報・校外・文化スポーツ）の各委員は生徒数40人当たり1～2名とする。
  6. 会長は、この会の代表として会務にあたる。
  7. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合は代理を務める。
  8. 書記は、代表委員会の議事を記録し、その他会の庶務を行う。
  9. 会計は、この会の会計事務を処理する。
  10. 会計監査は、その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第24条 役員・学年委員の任期は1年とし、原則として再任は1年に限り認める。ただし自薦の再任はその限りではない。会計は1年のみとする。教職員の役員の再任は妨げない。役員と常任委員と学年委員は原則として兼任は認めない。

第25条 役員は、各委員会の要請があったときには出席できる。

## 第10章 実行委員会

第26条 実行委員会は、必要に応じて、代表委員会の出席者の3分の2以上の承認を得て発足し、目的達成後解散する。

第27条 実行委員会は、代表委員会より選出される2名と、全会員より募る協力者によって構成される。

## 第11章 附 則

第29条 この会の細則・運営の手引きまた運営上の解釈について疑義が生じた場合は、代表委員会で審議し処理する。

第30条 この会は、昭和56年4月1日より発足する。

### 会則改定履歴

昭和56年4月1日発行  
昭和58年4月1日改訂  
昭和61年4月1日改訂  
平成1年4月1日改訂  
平成4年4月1日改訂  
平成10年5月8日改訂  
平成12年5月6日改訂  
平成14年4月1日改訂  
平成16年5月7日改訂  
平成18年2月13日改訂  
平成20年3月13日改訂  
平成21年1月19日改訂  
平成22年1月19日改訂  
平成25年1月15日改訂  
平成25年10月16日訂正  
平成27年11月10日改訂  
平成28年4月25日改訂  
平成29年4月16日改訂  
平成31年4月22日改定  
2021年1月29日改定

## 細 則

(弔慰規定)

- 第1条 弔慰金は、一金5,000円とし、教職員（両親・配偶者）及び生徒の不幸（保護者を含む）の際、支出する。尚、状況に応じて役員内での話し合いにより支出することもできる。
- 第2条 非常災害時などの見舞については、代表委員会で協議する。

(会計・予算)

- 第2条 この会への加入者は、入会届に氏名を記入の上、年会費を添えて申し込むこと。
- 第3条 a. 会費は年度始めに学年委員によって徴収され、会計役員がこれを保管する。
- b. 年度途中の入会希望者は、2学期入会500円、3学期入会1,000円減額する。
- 第4条 a. 年度半ば（10月）に中間決算報告が行われる。
- b. 3年の会員には、卒業式までに会計報告を行う。

(他団体への参加・協力)

- 第6条 会の目的にかなう団体に代表を送る。
- a. 市P連に理事3名（会長・副会長・副校長）、代議員10名
- b. 町田市青少年健全育成地区委員会へ各1名以上
- 第7条 a. 本部役員経験者および常任委員長経験者および学年委員学年代表経験者は、次年度以降の本部役員と常任委員と学年委員選出の際、自己申告によりくじ引きから免除されることとする。ただし、学年代表は2018年度以降の経験者とする。
- b. 学年委員経験者は、次年度以降の本部役員、常任委員、学年委員選出の際、自己申告によりくじ引きから免除される。ただし、この扱いは、委員を担当したクラスに在籍していた生徒が卒業するまでとし、同時在籍の兄弟姉妹には適用されない。
- c. 上記 a、b の内容は、PTA活動に広く参加を呼び掛けるためのものである。未経験者が極端に少ない場合など、予期せぬ事態が発生した場合は上記の内容にこだわらず、臨機応変に対応策を検討する。

第8条 同好会会員は成瀬台中学校現PTA会員または、PTA会員であった者とする。

第9条 この会は、町田市成瀬台2丁目5番地1号 町田市立成瀬台中学校内におく。

…………… P T A 運営の手引き ……………

- 第2条 第2章の平等とは、P T Aの中では、「全ての会員は対等の権利と立場で話し合う」の意。
- 第3条 学習について
- a. 役員、学年委員、常任委員は会の世話役として、P T Aの目的とよりよい運営を学ぶため、研修会などに参加する事が望ましい。
  - b. 会員は、会の目的とする生徒の幸せを守るために何をしたらよいかを考え、クラス懇談会その他の活動に参加し、話し合い学ぶ。
- 第9条 2. (1) 学級会は、各クラスの保護者と教師の気軽な話し合いの場として、たびたび開かれることが望ましい。
- (2) 学年会は、学年委員によって構成され、学年としての活動が必要な場合に開かれる。まとめ役として学年代表、副代表をおく。その活動に要する経費（学級、学年だより、その他）は会費より支出される。
- 第14条 a. 定期総会の開催は、前年度会長によって通知される。
- b. 定期総会の準備は、前年度の役員及び学級委員と新役員候補、新学級委員が協力して行う。
- c. 議長団は学年委員より選出し、新旧役員はこれを兼ねることはできない。ただし、議長は学級委員以外の会員より選出する。
- 第16条 議長及び総会時生徒が在籍していない旧会員は議決に加わらない。
- 第22条 a. 常任委員会は、委員長、副委員長、会計をおく。
- b. 各委員会に、教職員が1名以上加わり、協力して運営にあたる。
- c. 「P T A広報誌 大樹」は広報委員会が編集する。
- d. 各委員会は、次年度への引継ぎを円滑にし、活動内容が継続し、発展するようにつとめる。
- 第23条 5. 会長は、代表委員会の決議承認のもとに行動し、緊急の場合は、副会長と合議の上行動すること。
7. 会の庶務とは、代表委員会だよりを出す・外部からの通信物の整理・委員名簿の作成・備品の管理等であるが、書記は必要に応じて、委員の中から協力者を募ることができる。
9. 会計監査は、10月の中間決算報告の際にも監査をし、意見を述べる。
- 第24条 再任とは同じ役職を引き続き務める場合を指す。
- 第27条 学年委員2名は、実行委員会の活動状況を随時、代表委員会へ報告する。

# PTA 組織図

